

## ハラスメント防止宣言について

理事長 広渡清吾

2005年5月14日の会員総会において「ハラスメント防止宣言」が採択されました。これは、前期理事会に設置されたセクシュアル・ハラスメント検討委員会が原案を準備し、理事会での慎重な検討をえて会員総会に提案されたものです。セクシュアル・ハラスメント検討委員会は、「セクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメント防止ガイドライン」案を検討、作成し、理事会に提案、また、ハラスメントに関する会員アンケート調査を実施するなどの活動を行ってきました。防止ガイドライン案は、ハラスメント事件の申立て・調査および処分に関わる制度の創設を内容とするものでしたが、理事会は、学会組織のあり方および学会運営の実際の条件に鑑みてこうした制度の創設が現時点で必ずしも適切でないと判断しました。このことは、日本法社会学会としてセクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントの防止に努めることの重要性をいささかも損なうものでなく、ハラスメントの問題性を深く認識し、可能な防止措置・防止手段の実施に努力することを会員に呼びかけ、共同で確認するために、今回の「ハラスメント防止宣言」が提案され、採択に至ったものです。

今期理事会では、ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止宣言の趣旨を受けてハラスメント防止のために学会として可能な措置・手段の検討を進めることとしています。

以下にハラスメント防止宣言を掲載します。学会HPにも掲載の予定です。

## ハラスメント防止宣言

日本法社会学会

近年、大学におけるセクシュアル・ハラスメント事件が表面化し、多くの事例が裁判で争われています。また、特に性的な意味を伴わないが、同様に問題のあるものとしてアカデミック・ハラスメントと呼ばれる事例も生まれています。これらの事例が顕在化するにつれ、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントにおける被害が研究・教育に及ぼす影響は甚大であること、とりわけ大学院生や助手等の将来のある研究者にとっては今後の研究活動自体を左右しかねない深刻なものであることなどが、明らかになってきました。

セクシュアル・ハラスメントとは、文部科学省セクシュアル・ハラスメント防止規程（2001年1月6日制定、文部科学省訓令第13号）によれば、「職員が他の職員、学生等および関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生等および関係者が職員を不快にさせる性的な言動」（第2条第1号）と規定されており、「セクシュアル・ハラスメントに起因する問題」として、「セクシュアル・ハラスメントのために職員の就労上または学生等の修学上の環境が害されることおよびセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員が就労上または学生等が修学上の不利益を受けること」（同条第2号）と定められています。

アカデミック・ハラスメントとは、これには公式の定義がありませんが、性的言動を含まないとしても教育研究上の力関係や上下関係、また優越的な地位を利用して行う言動によって、相手を不快にし、また、相手の研究上、教育上、就労上の利益や権利を侵害することとして考えます。

研究教育の場におけるセクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントは、大学組織と学会などの研究者組織という「研究者社会の二重性」のなかで発生するという特質があります。学会を典型とする「研究者集団」には大学を超えた指導・協力関係があることから、これらのハラスメントは、所属する大学組織を超えて生じる可能性があります。それゆえ所属する大学等の範囲内では問題解決に限界が生じます。また、仮に大学等で加害者の処分が行われたとしても、あるいは加害者と被害者の間で直接の研究指導関係が終了したとしても、被害者が研究教育活動を続ける限り、学会等の場では、研究する

権利が侵害される状態が継続したり、また、再度同様の問題が繰り返されるといことが十分にありえます。しかも、学会においては、専門分化のもとで権威的關係が生じやすいこと、また、研究活動の継続や就職などへの影響を考えて被害の訴えを控えたり、回避する場合があります、ハラスメントの被害がより潜在化しやすいことなどを考慮しなければなりません。

セクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントは、相手に不快な思いをさせたり、傷つけたりするだけではなく、加害者による精神的支配、業績の盗用、時間と労働の搾取などを引きおこし、また、被害者に退学や休学、進路変更を余儀なくさせることなど、極めて深刻な結果をもたらす場合さえあります。個人の人権の尊重という観点から、また、研究教育活動の自由な発展と男女共同参画の実現という理念からして、このような事態の発生は見過ごされてはならないものです。

日本法社会学会は、セクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントが、個々の大学や研究教育機関の問題であるにとどまらず、これらの枠を超えて広がり、研究教育活動に深刻な影響を及ぼし、被害を生み出しうることを認識して、研究者組織である学会として、その防止にあたるのがすべての学会の責務であると考えます。

日本法社会学会は、学会活動におけるセクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントの防止に向けて、会員にその防止を強く呼びかけるとともに、啓発活動など、可能なかぎり防止措置・防止手段の実施に努力し、性差別や人権侵害のない自由な研究教育環境の形成に努めることを宣言します。

(2005年5月14日会員総会において採択)